

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 生活困窮者自立支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3451)

E-mail : c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 87,560千円 (前年度予算額： 86,592千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	86,592	69,330	0	0	0	0	0	0	17,262
要求額	87,560	65,669	0	0	0	0	0	0	21,891
決定額	87,560	65,669	0	0	0	0	0	0	21,891

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

失業等の経済的な問題や引きこもり等による社会からの孤立など様々な問題を複合的に抱えた結果、相談者自身が自分の問題を正確に把握できないケースも多く、一方で対象者別・支援制度別の縦割りによる支援では、相談者が必要な支援制度にたどり着けない現状がある。

そのため、相談者の抱える問題の全体を把握した上で、相談者のニーズに合わせた自立支援事業として、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）において実施主体とされている福祉事務所設置自治体の県（郡部において福祉事務所を設置）が、同事業を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により、生活困窮者への対応を強化するため、自立相談支援機関に配置している相談員をR2年度より増員しており、R5年度も引き続き相談体制を維持し、生活困窮者に寄り添った支援を行っていく。

(2) 事業内容

【自立相談支援事業】

○町村部のある岐阜、西濃、揖斐及び可茂（飛騨含む）の4カ所に自立相談支援窓口を設置し、相談員を配置。

- ・生活困窮者からの相談を幅広く受け、①～③の業務を行う。
 - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
 - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施
- ・プラン策定期や支援終結時等に、当該プラン内容の評価と共有を行うため、関係機関の担当者が集まる「支援調整会議」を開催する。支援調整会議で了承されたプランにおいて法定サービス等が含まれている場合には、県福祉事務所において「支援

決定」を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。 (法第4条②二)

○負担区分

【自立相談支援事業】国庫負担 3／4 (法第15条①三)

負担基準額は前年度以前の相談実績やプラン作成件数によって加算が変わる。

令和5年度：94,500千円 令和4年度：94,500千円

令和3年度：94,500千円 令和2年度：47,250千円

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	34	自立相談支援事業分（支援調整会議参加旅費）
需用費	858	自立相談支援事業分（県執行：消耗品費、燃料費等）
役務費	281	自立相談支援事業分（県執行：支援調整業務）
委託料	86,261	生活困窮者自立相談支援相談支援業務委託料
報償費	126	自立相談支援事業分（支援調整会議委員報償費）
合計	87,560	

決定額の考え方

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創設し、郡部で福祉事務所を設置する県が実施主体として複合的な問題を抱える生活困窮者に寄り添って自立を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であり、単純に相談受付件数や支援終結件数を増やすことが目標になりえない。

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	自立相談支援業務は岐阜県社会福祉協議会に委託して実施しており、圏域ごとに設置した4つの窓口で、生活困窮者からの相談を受け付け、支援を実施している。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談に迅速に対応するため、相談員を1名増員した。 令和2年度 (R2.4～R3.3) 新規相談件数 637件 プラン作成 462件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
令和3年度	R2年度に引き続き、相談員1名を増加し支援体制の強化を図った。 令和3年度 (R3.4～R4.3) 新規相談件数 592件 プラン作成 478件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
令和4年度	R2年度の相談員の増員に加え、R4年度当初と、6月に1名ずつ相談員を増員し支援体制の強化を図った。 令和4年度 (R4.4～R5.3) 新規相談件数 237件 プラン作成 306件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)

3

法における実施主体が福祉事務所設置自治体とされており、郡部に福祉事務所を設置している県が事業を実施する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談について、引き続き支援を引き続き行っていく必要がある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり

2：期待どおりの成果あり

1：期待どおりの成果が得られていない

0：ほとんど成果が得られていない

(評価)

2

令和4年度に237件の新規相談受け付け、延べ306件の自立支援計画作成を行っており、多くの生活困窮者に支援の手を届けることができている。その結果として、自立相談支援事業として関わった中で、29名が職業のない状況から就労に結び付いており、困窮状況の改善につながっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)

1

自立相談支援事業の委託については、県内の関係機関とのネットワークを持ち、最も効率的に業務を実施できる事業者を選定できるよう配慮している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

事業の実施主体は県であるが、事業利用者は町村所在の住民であるため、当該住民と接する町村役場などの関係機関との連携強化が必要。

また、全ての生活困窮者が希望すれば窓口につながることができるよう、窓口の拡大や一層の周知・広報について検討を続けることが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

町村役場などの関係機関との連携を深めながら、複合的な問題を抱える相談者を適切に支援していく。